

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、取引先、従業員及び地域社会などあらゆる利害関係者からの信頼を得るため、企業としての社会的責任を果たし、企業の価値を継続して高めることが重要であると認識しております。このためにも経営の適正化を促す牽制メカニズムを導入して経営組織の整備や経営への監視機能を強化することにより、透明性、公平性、効率性の高い経営を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-10】

取締役の指名・報酬に関しては、業務執行取締役の評価等を踏まえ、取締役会において十分な審議を尽くし、独立した諮問委員会と同等の、客観性・適時性・透明性の高い指名・報酬決定の体制を整備しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、中長期的な視野に立ち、投資対象会社との取引関係の維持、業務提携及び情報共有等を通じて当事業に貢献することです。その保有の必要性については、随時検証して適否を判断し、保有の意義が希薄化した株式は順次売却することとしております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役、取締役が実質的に支配する法人、及び主要株主と関連当事者間取引を行う場合は、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、年1回、関連当事者間取引の有無について確認する調査を実施しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、本件の対象となる年金制度は導入しておりません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

() 経営理念は当社ホームページ上で開示しております。経営上のトピックスおよび中期経営計画についても決算説明資料等にてホームページ上で開示しております。

() コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

() 取締役の報酬等については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬については、監査役会規程に基づき、監査役会の協議により決定しております。

() 当社は、取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。

経営陣幹部・取締役については、会社経営に関する相応の能力・人格等を有する人物を候補者として選任しております。

社外取締役については、高い専門性、豊富な経験等コーポレート・ガバナンスに寄与する高い知見等を有する人物を候補者として選任しております。

監査役については、高い専門知識と客観性及び中立性の観点で監査できる高い知見等を有する人物を候補者として選任しております。

なお、法令・定款・社内規程等に違反など、客観的に解任が相当であると判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くし、解任につき審議することとなります。

() 当社は、取締役及び監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1】

当社では、取締役会規程に取締役会決議事項、報告事項を明確に定めております。

経営陣については、当社の事業領域を「営業本部」「製造本部」「管理本部」に区分し、各本部に最高執行責任者を配置してリポートラインを明確にするとともに、職務権限規程により裁決権限の範囲を明確に定め、機動的な業務執行を可能とする体制を整備しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する基準に加え、当社の経営に率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しており、今後の候補者につきましても同様の基準で選定していく考えです。

【補充原則4-11】

当社では、現在9名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えております。また、各事業の経営や課題に精通したメンバーであり、社外取締役を含め、知識・経験・能力やグローバルな視点など、バランスのとれた構成となっております。

【補充原則4-11】

当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために十分な時間と労力を当社業務に振り向けられるよう、兼任先等を勘案して合理的な範囲にとどまる候補者を選任しております。

なお、これら当社の取締役・監査役の他の上場会社の兼任情報は、株主総会招集ご通知や事業報告書で開示しております。

【補充原則4 - 11】

当社取締役会は、各取締役の自己評価も踏まえつつ、社外取締役の意見を積極的に取り込むことで、取締役会としての判断や会議の運営等、全体の実効性を高めるよう努めており、現状、公正かつ高度で建設的な意見交換が活発になされ、経営に十分に反映されております。

【補充原則4 - 14】

当社では、社外者を含め、取締役および監査役に、経営者として習得しておくべき法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図り、会社の事業や機能等を理解していく活動を実施しております。

【原則5 - 1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当部門を設置しており、機関投資家に対して決算説明会を半期毎に開催しております。その際、同内容をインターネットを通じ、資料を掲載することでフェア・ディスクロージャーに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
S・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	3,635,720	21.71
東京センチュリー株式会社	1,721,800	10.28
H・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	1,512,880	9.04
O・ウチヤマ・ホールディングス有限会社	1,283,680	7.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	949,600	5.67
株式会社豊田自動織機	676,280	4.04
NOK株式会社	640,000	3.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	548,200	3.27
野村信託銀行株式会社(投信口)	457,200	2.73
株式会社商工組合中央金庫	447,200	2.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 当社は2018年3月末日時点で自己株式を618,927株保有していますが、上記大株主からは除外しております。
- 当社は、平成30年3月期末後、以下のとおり大量保有報告書等の写しの送付を受けておりますが、平成30年6月27日現在の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

東京センチュリー株式会社から平成30年6月14日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成30年6月12日時点で725,600株を処分した旨の報告を受けております。これにより、東京センチュリー株式会社の所有株式数は996,200株となり、保有割合は5.20%となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	更新9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大年 浩太	他の会社の出身者					○						
桑原 洋	他の会社の出身者											
大宮 正	弁護士											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大年 浩太		_____	大年浩太氏を社外取締役に選任した理由は、大手自動車部品メーカーでの豊富な業務管理知識・経験に基づき、主に業務執行の決定の客観性の向上に寄与していただけるものと判断したためであります。 大年浩太氏は、株式会社豊田自動織機の常務役員であり、同社グループは当社の特定関係事業者(主要な取引先)に該当いたします。

桑原 洋	○	——	桑原洋氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した観点から、業務執行の決定の審議及び業務執行を監督していただけるものと判断したためであります。 また、独立役員の要件をみたしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
大宮 正	○	社外取締役大宮正氏は、霞ヶ関総合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と同法律事務所との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。 社外取締役大宮正氏は、公益財団法人金剛能楽堂財団の理事、公益財団法人国立京都国際会館の監事、公益財団法人加越能育英社の理事を兼務しております。当社と各財団との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。	大宮正氏は、中央官庁の要職、会社社外取締役等の経験、及び、弁護士としての知見に基づき、独立した観点から、業務執行の決定の審議及び業務執行を監督していただけるものと判断したためであります。 また、独立役員の要件をみたしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から、監査計画概要、四半期レビュー経過および年度の監査実施状況について定期的に報告を受けるほか、会計監査人が行った子会社等への監査結果の確認や、実査への立会いおよび面談などにより、会計監査人と相互連携をはかっています。
また、監査役は内部監査室と綿密な連携を保ち、重ねて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め合理的な監査に努めております。また、定期的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めるように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
東野 隆松	その他													○
中村 薫	その他													○

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東野 隆松	○	社外監査役東野隆松氏は、埼玉危機管理コンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と同社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。	東野隆松氏の長年警察行政に携わった豊富な経験と知識は、経営監視機能の客観性及び中立性の確保に寄与するものと考えております。また、独立役員の要件をみたしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。
中村 薫	○	社外監査役中村薫氏は、伊東隆法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と同法律事務所との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。 社外監査役中村薫氏は、応用地質株式会社の社外取締役、一般財団法人新エネルギー財団の会長を兼務しております。当社との間には資本関係、重要な取引関係又は特別な利害関係はありません。	中村薫氏は、中央官庁の要職、会社常勤監査役、会社取締役社長、社外取締役等の経歴で培われた経験及び弁護士としての知見は、経営監視機能の客観性及び中立性の確保に寄与するものと考えております。また、独立役員の要件をみたしており、一般株主との利益相反のおそれがないと判断したため、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、当社の取締役および執行役員を対象にストックオプションとして新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

その他付与対象者は、当社執行役員であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

総額及び限度額を有価証券報告書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、株主総会にて上限額を決めた上で、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬については、株主総会にて上限額を決めた上で監査役会規程に基づき、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。

取締役については、取締役会事務局である経営企画部が中心となり、その支援を行っています。

監査役を支援する人員を配置していませんが、監査役の職務の必要に応じ、事務面等で内部監査室の人員が連携する体制としています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
内山 茂	顧問	経営全般にかかる助言等及び意見の表明	非常勤、報酬有	2010/3/31	1年間
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新					1 名
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会を毎月開催することで、経営に係る重要事項の決定および取締役の職務執行の監督を行っております。さらに、会社経営等における豊富な経験と高い識見を有する社外取締役を選任し、取締役会において、適宜意見、質問を受けるなど、社外取締役の監督機能を通して、客観的な視点からも、取締役会の意思決定および取締役の職務執行の適法性・妥当性を確保しております。

迅速な意思決定を実現するため、取締役、監査役をメンバーとして、月々の業務執行状況の報告・確認、取締役会の審議内容およびその他の経営情報の共有化をはかっております。当社は監査役制度を採用しており、各監査役は取締役会その他重要な会議に出席するとともに取締役などから職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて各拠点を往査するなど監査に努めております。また、監査役会を毎月開催し、監査の方針・計画など重要事項を協議・決定するとともに、各監査役から監査実施状況の報告を受けるなど監査役間の情報の共有化をはかっております。

社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督及び監査を的確に実行できるよう、必要に応じ、経営に係る情報提供や事前説明を行っております。また、常勤監査役が、社内の重要会議に出席することで社内各部門からの十分な情報収集を行い、社外監査役との共有を随時行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記のとおり、経営監督体制が十分に整い、機能しているとの認識から、当社は現状の体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日よりも極力前倒して早期発送に努めて参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様が出席できるような日程を設定致します。
電磁的方法による議決権の行使	株主構成を確認した上で、インターネットによる議決権行使の導入を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	同上
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家比率を確認した上で検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のディスクロージャーポリシーにつきましては、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社と共催の説明会を開催しており、資料もホームページ上で開示しております。今後も積極的に開催して参ります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算公表後、説明会を開催しており、資料もホームページ上で開示しております。第2四半期決算時についても開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成を確認の上検討して参ります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算説明会で使用した資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署を管理本部広報・IR部に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「UMCグループCSR基本方針」を制定し、全てのステークホルダーの皆様の立場を尊重する方針を規定しております。当社ホームページに、CSR基本方針を開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「UMCグループCSR基本方針」に基づき「CSR行動規範」を定め、CSR推進体制を構築し、実行に移しております。 環境保全活動については、地球市民の責務として受け止め、自主的かつ積極的に、地球温暖化防止、資源の有効活用等、すべての事業遂行過程においてエネルギー効率向上、省資源・再資源化等に積極的に取り組み、また、環境に配慮した技術革新の推進を行うと共に、環境保全の継続的な活動に全員参加で取り組んでおります。 加えて、国連のグローバルコンパクトに参加し、その10原則の精神に基づき、人権、労働、環境、腐敗防止に配慮した企業経営を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対して、当社の財政状態・経営成績等の財務情報や経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報を提供することに積極的かつ継続的に取り組むことをディスクロージャーポリシーとして定めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、その業務執行にあたり、取締役会及び各会議体においては、法令、定款及び社内規程に基づき、付議事項を総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの主要会議体への付議事項を定めた規程類等に基づき、適切に付議を行います。
- (2) 取締役は、その職務の執行にあたり、法令及び定款はもとより、企業理念、企業行動規範、コンプライアンス規程、その他諸規程を整備し、これらを遵守するとともに、社会の倫理規範を遵守し、これを率先垂範して行います。
- (3) 当社においては、代表取締役社長の任命により、会長がコンプライアンス担当役員となり、各本部の本部長がコンプライアンス統括責任者を務めるものとし、当社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンス違反の防止を図るために必要な措置を他の取締役と協働して行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、株主総会、取締役会の議事録と関連資料、その他取締役の職務執行に関する重要な文書を法令及び関係規程に基づき、それぞれの担当部署において適切に保存・管理しています。
- (2) これらの文書について、取締役、監査役等から業務上の理由により閲覧の申請があった場合には速やかに閲覧できる仕組みを整えています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 予算管理制度や資産管理制度等により会社の利益・財産を適切に管理するとともに、職務権限規程に基づく稟議制度等により所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行います。重要案件については、取締役会や各会議体への付議基準を定めた規程に基づき適切に付議を行います。
- (2) 当社は、企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスク管理を実施します。代表取締役社長の任命により製造本部本部長はグループリスク管理統括責任者を務めるものとし、リスク管理規程等に基づきリスクの回避及び極小化を他の取締役と協働して行います。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、代表取締役社長以下、取締役はリスク管理規程等に基づき、被害を最小限に止めるとともに、事業の継続性確保及び早期復旧に向けた対応を図ります。

4. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、業務執行を担当する取締役・執行役員の業務分掌に基づき、当該取締役・執行役員に業務の執行を行わせませす。
- (2) 上記取締役・執行役員は、業務執行を委任された事項について、現場からの的確な情報収集に努め、諸規程に定める手続き等に基づき、必要な決定と業務執行を行います。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、企業行動規範、コンプライアンス規程、その他諸規程を整備し、それらの遵守を徹底する体制を構築いたします。
- (2) 取締役及び執行役員は、当社使用人へのコンプライアンス教育を行います。
- (3) 使用人は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、コンプライアンス責任者等を通じてグループコンプライアンス統括責任者に報告し、グループコンプライアンス統括責任者は、事故対策委員会等を招集の上、協議を行い、最終的な措置については代表取締役社長の決裁を得て実施いたします。
- (4) 代表取締役社長は、内部監査室を直轄いたします。内部監査室は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況の内部監査を行います。

6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当グループは積極的な海外展開を図っておりますが、顧客からの多様な要望に迅速に対応するため、地域制ではなく、本部制を採用しております。企業集団での業務執行の決定および業務の執行の適正を確保するため、親会社の取締役・監査役および執行役員を子会社の役員に選任しており、「UMCグループ管理規程」を制定しております。

- (1) 子会社の取締役は、「UMCグループ管理規程」において定められている報告事項を、定期・不定期に親会社に報告する責任を負っています。
- (2) 子会社の取締役は、親会社が定めるリスク管理の規程に基づいてリスク管理を実施し、「UMCグループ管理規程」にしたがって親会社に報告を行う責任を負っています。
- (3) 「UMCグループ管理規程」に基づき、親会社管理本部が子会社に関連する業務を担当するとともに、内部監査室が、当社グループ内における内部監査を実施し子会社の業務が効率的に行われていることを確保します。
- (4) 当社は、単体としての業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範を遵守していきます。
- (5) 内部監査室は、監査役会との緊密な連携を構築することにより、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行います。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役が業務を補助すべき使用人を置くことが必要と判断し、これを求めた場合、監査役付を置くことができます。当該監査役付は、当社業務を熟知し、計数的な知見を有する使用人といえます。
- (2) 監査役付は、監査役の指揮命令に従い、その業務を行います。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 前号の監査役付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等、人事権にかかわる事項の決定には、常勤監査役の事前同意を得ます。
- (2) 監査役付の人事考課は、常勤監査役が行います。

9. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 業務執行を担当する取締役及び執行役員は、取締役会等の主要な会議体において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。
- (2) 業務執行を担当する取締役、執行役員及び使用人は、(1)会社の信用を大きく低下させた、又はそのおそれのあるもの、(2)会社の業績に大きな悪影響を与えた、又はそのおそれのあるもの、(3)社内外に、環境、安全、衛生面で重大な被害を与えた、あるいはそのおそれのあるもの、(4)重大な企業行動規範への違反、等につき、発見次第速やかに監査役に対して報告を行います。取締役・執行役員及び使用人は、監査役からの求めに応じ、定期的及び随時に監査役に業務の執行状況の報告を行います。
- (3) 監査役への情報提供者に対し、情報提供を行ったことを理由として、当該情報提供者に対する不当な扱いをすることを禁止しています。

(4) 監査役がその業務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは速やかに当該費用について処理しています。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

主要会議体には監査役の出席を求めるとともに、監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、重要書類の閲覧、会計監査人との定期的及び随時の情報交換を行い、また自らの判断で、外部アドバイザーを活用することができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を定め、当社グループの全ての役員、従業員が反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解すべく、研修等をおこなうことを検討しております。反社会的勢力との接触を確認した場合には、速やかに所属上長、人事総務部総務課を通じて社長へ報告することとしております。状況に応じて警察とも連携のできる体制が構築されており、あわせて法的手段に訴えていくことが有効であると思われる場合には顧問弁護士との連携が可能な体制を整備しております。社内体制としては、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は人事総務部総務課とし、実務上の業務マニュアルとして、反社会的勢力対応マニュアルを整備しております。当社取引先は上場会社とその関係会社がほとんどではあるものの、新規取引時、継続的取引先については、反社会的勢力調査マニュアルに則り、インターネット興信所情報や各種情報等、また帝国データバンク等の調査会社に調査を依頼して取引先の財務状況、事業内容、属性を確認するよう努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

適時開示体制の整備及び運用状況について

(1) 適時開示体制の整備に向けた取り組み

当社は、会社の重要事項を適切かつ速やかに開示することを通して、経営の公正性、透明性を向上させ、上場を目指す企業としての責務を果たし、企業価値向上を図ることを情報開示の基本方針としています。この方針のもと、会社情報の適切かつ速やかな開示のための体制や、コンプライアンス、情報管理、リスク管理、内部通報制度等の各種規程類を整備し、各拠点からの情報収集体制も構築しております。

また、適時開示体制等の整備及び運用方針については、各拠点の情報取扱責任者(拠点長)を定めた上で、本社の情報開示担当部署が決定事実及び発生事実を取り纏め、代表取締役社長及び取締役会の承認を得た後に速やかに開示する体制を構築しております。

(2) 適時開示担当組織の状況

担当部署名 広報・IR部

情報開示担当役員 取締役副社長 副社長執行役員 管理本部本部長 岡本 圭三

(3) 適時開示手続き

(a) 決定事実に関する情報

情報開示担当役員は、取締役会(毎月1回及び必要に応じ随時開催)の付議事項を予め入手するとともに当該会議終了後遅滞なくその議事録を入手して、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば、取締役会の承認を得た後、直ちに開示資料を作成し開示します。

(b) 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合は、各業務の部門長は情報開示担当役員に報告します。情報開示担当役員は必要な情報を収集し事実関係を把握、関係部門と協議の上で公表の必要性について判断し、公表の必要があれば代表取締役社長の承認を得て、速やかに公表いたします。

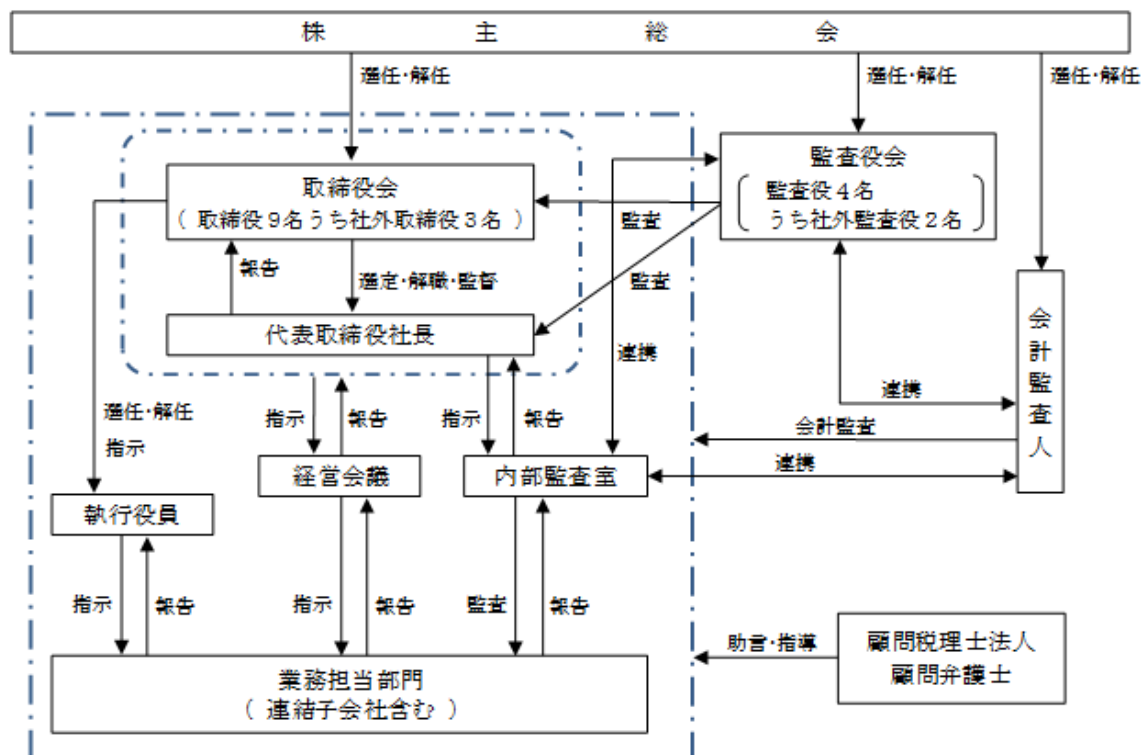
(c) 決算に関する情報

経理部を中心として、決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)の原案を作成し、取締役会の承認を得た後、直ちに資料を開示します。

(d) 企業集団に係る適時開示手続き

子会社における重要な意思決定は当社の事前承認を得た後に行うこととしております。子会社における決定事実は、子会社の意思決定後、当社の決定事実と同様の手続きで開示します。

子会社で発生した重要事実は、各子会社を管掌する部門長を通じ、当社の発生事実と同様の手続きで開示します。

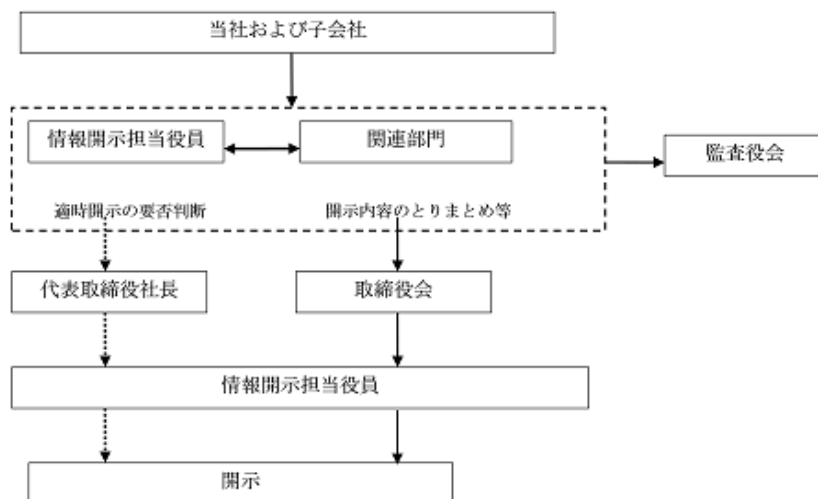


【適時開示体制の概要（模式図）】

○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー

決定事実に関する情報 →

発生事実に関する情報 ……→



○決算に関する情報の適時開示業務フロー

